

令和7年5月22日

【照会先】

一宮労働基準監督署

広報担当 副署長 三宅 貴之

第三方面主任監督官 野崎 卓也

電話 0586-45-0206

17:15以降 0586-45-0209

報道関係者 各位

## 最低賃金法違反の疑いで書類送検

### ～1か月分の賃金不払いの疑い～

一宮労働基準監督署（署長 堀井泰成）は、令和7年5月22日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで一宮区検察庁に書類送検した。

#### 記

#### 1. 被疑者

有限会社タキ設備商会ほか1名

（所在地：愛知県一宮市萩原町富田 事業内容：建築設備工事業）

#### 2. 被疑条文

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

最低賃金法第40条（罰則）

最低賃金法第42条（両罰規定）

#### 3. 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者1名に対する令和6年5月分の賃金を所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める愛知県最低賃金額（令和6年5月当時、1時間 1,027円）以上の定期賃金を支払わなかった疑いがあるもの。

#### 4. 参考事項

##### （1）賃金不払における被害額

労働者1名に対する定期賃金の不払総額は、164,100円である。

(2) 愛知県最低賃金

1時間1,027円(令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間の適用額)

5. 関係法条文

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2～4 (略)

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。